

10 インターネットに関する法律の動向

残念ながら、また眠くなるような内容です。しかし、他社やお客様とのトラブルを避けるためには、法律を知っておかなければなりません。

まずは、ここでインターネットに関する法律をさらっと勉強して、必ず知っておきたい最低限の基本を押さえておきましょう。

●インターネットに関連する法律

今やインターネットは社会の隅々にまで浸透してきている。特にネットショップをはじめとしたインターネットの商用利用の進展には目覚ましいものがある。しかし、それに伴いさまざまなトラブル、問題が生じてきていることも事実である。この状況に対処する為、これまでの各種法律が整備されてきた。以下では最近のインターネットに関連する法改正のうち、主なモノを簡単に解説する。

●違法有害情報への対応

・青少年インターネット利用環境整備法の成立

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧・視聴する機会を減らすことを目的とした法律。フィルタリングの提供を義務化したところに大きな特徴がある。具体的には、ISP や携帯電話事業者、PC メーカー等にフィルタリングを提供する義務を負わせた。

●消費者保護

・特定商取引法の改正

通信販売に関する条項の改正により、ネット通販においてクーリングオフに類似する制度が認められた。具体的には、返品可否・条件を表示していない場合には、購入者が商品等を受け取った日から8日間返品が可能となった。

・割賦販売法の改正

クレジットカード業者に対し、クレジットカード情報の保護のために必要な措置を義務づけるとともに、カード情報の漏えいや不正入手をした者が刑事罰の対象になった。

10 インターネットに関する法律の動向

●権利者保護

・著作権法の改正

著作物の海賊版をダウンロードする行為を違法とした。他方、ネットの利用における社会的な要請に応えるため、一定程度の著作物の複製が認められた。

・不正競争防止法の改正

アクセスコントロールを回避して違法な海賊版のゲームなどを使える装置などが横行していることから、それまではアクセスコントロール回避機能のみを有する装置等だけが規制対象となっていたが、それ以外の機能を持っていても実質的に回避するために利用される場合は、規制対象として追加された。

●犯罪対策

・携帯電話不正利用防止法

振り込め詐欺等、携帯電話が悪用されることを抑止するため、SIM カードを携帯電話会社に無断で他人に譲渡、売買することが禁止されるとともに、携帯電話をレンタルする際には、原則として顔写真付きの身分証明書が必要となった。

・刑法等の改正

コンピューターウイルス等のマルウェアの作成。供用等を処罰する「不正指令電磁的記録に関する罪」が新設された。また、わいせつ物頒布等の罪の処罰対象が拡充され、不特定または多数に対し、わいせつな画像データを電子メールで送信する行為等が新たに処罰対象となった。

●その他

- ・電話やインターネット等を使った通信販売は、たとえ薬剤師であっても第三類しか取り扱えなくなった。

※参考文献「ネットショップ検定 公式テキスト」より一部抜粋

このようなモノは、なかなか丸暗記もできませんので、自分に関連する法律を頭の片隅にでも入れておいて「聞いたことがある」くらいにでも思い出せるようにしておいてください。